

証明書発行手続き窓口一覧

区分	No	制度の名称	制度の概要	必要書類	市の窓口、電話番号
証明書	1	り災証明書 ひ災届出証明書	り災証明書:住家の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書(各種支援などの基準となる) ひ災届出証明書:市に対して被害の届出がなされたことを証明するもので、不動産に限らず、被害が生じた動産も対象となる	・身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等) ・被害状況がわかる写真(複数枚)※ 写真の返却は不可など ※お問い合わせください	納税課 0439-56-1137
	2	農業用り災証明書	自然災害等により農業用の施設(ハウスなど)、機械、作物等が被害を受けた農業者の方で、融資制度の活用による借入等を検討されている方に対し、「農業用り災証明書」の発行を行っています。	・身分証明書 (運転免許証やマイナンバーカード) ・被害状況が分かる写真	農政課 0439-56-1322

被災者支援制度・相談窓口一覧

【第6版 R8.10.19】

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
住宅	1	被災住宅の応急修理	被災した住宅に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を行うことで、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにすることを目的に、市が業者に応急的な修理を依頼し、市が修理費用を直接業者に支払う制度	・修理の対象部位 被災した住宅の居室や台所、トイレなど日常生活に必要な最小限の部分 ・完了期限 令和8年9月20日より3カ月以内 (状況に応じて延長の場合あり) ・費用の限度額 半壊以上の場合:75万7千円以内 準半壊の場合:36万7千円以内 ※限度額を超えた部分は自己負担となるため、修理業者と別途契約してもらう必要あり	以下、すべてに該当する世帯が対象 ・準半壊以上の住宅被害を受け自らの資力では応急修理することができない ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる ・応急仮設住宅を利用しない。ただし、自宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が一か月を超えると見込まれる者はこの限りではない。	申込書、資力に係る申出書、被害状況のわかる写真、り災証明書、修理見積書等 ※お問い合わせください	公共施設マネジメント課 0439-56-1295
	2	賃貸型応急住宅	住宅が全壊するなどの甚大な被害を受け、住まいの確保が困難な世帯に対し、県が民間の賃貸住宅を借り上げて供与する制度	被害認定(半壊)以上で居住が困難である場合など	被害認定(半壊)以上で居住が困難である場合など	申込書、入居希望物件概要書、り災証明書等 ※お問い合わせください	建築課 0439-56-1621
	3	公営住宅の入居案内	県営住宅、市営住宅を提供するもの	原則、被害認定(半壊以上)	各種申請書、り災証明書、身分証明書等 ※お問い合わせください		

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
見舞金等	4	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により亡くなられた遺族に対し支給されるもの	支給額 ①生計維持者が死亡500万円 ②その他の者が死亡250万円	死亡した者の死亡当時における ①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②①のいずれもない場合兄妹姉妹（死亡した者の死亡当時同居又は同一生計者に限る）	申出書等 ※お問い合わせください	厚生課 0439-56-1183
	5	千葉県災害弔慰金	千葉県内における、災害により亡くなられた遺族に対し支給されるもの	支給額 災害により死亡した方1人につき10万円（遺族に支給）	被災者支援制度No4「災害弔慰金」を受けていること	災害弔慰金の必要書類、通帳の写し ※お問い合わせください	
	6	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病により精神または身体に重度の障害を受けた場合に支給されるもの	支給額 ①生計維持者250万円 ②その他の者125万円	重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けたもの	申出書等 ※お問い合わせください	
	7	千葉県災害見舞金	千葉県内における、災害により以下の状況になられた方へ支給されます。 ①災害により重傷を負った方 ②災害により家屋の全壊、全焼、流出した世帯主 ③行方不明者	支給額 ①災害により重傷を負った方1人につき3万円（本人に支給） ②災害により家屋の全壊、全焼、流出した1世帯につき10万円（被災世帯主に支給） ③行方不明者1人につき10万円（家族）	①災害により負傷し、医師の治療を1か月以上受けるまたは受ける必要のある者 ②災害により家屋の全壊、全焼、流出した被災世帯主（空家などは対象にはならない）	医師の診断書、リ災証明書・ひ災証明書、通帳の写し等 ※お問い合わせください	
減免	8	個人市県民税・森林環境税の減免（免除）	天災その他の災害等により、一定の条件に該当する方に対する個人市県民税・森林環境税の減免（免除）	災害を受けた日以後に納期限の到来する個人市県民税・森林環境税について、前年の合計所得金額等に応じて、1/8から10/10までの割合で、減免（免除）	住宅又は家財の損害金額（保険金等により、補てんされる金額を除く）及び前年中の合計所得金額が次に該当する方で、納付が著しく困難であると認められる方 ・損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上で合計所得金額1,000万円以下の方 ・損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満で合計所得金額が1,000万円以下の方 等	申請書、リ災証明書（無い場合は被害内容のわかる写真）、本人確認書類等、他 ※納期限前の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください	課税課 0439-56-1122

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
減免	9	固定資産税・都市計画税の減免	天災その他の災害等により、一定の条件に該当する方に対する固定資産税・都市計画税の減免	災害を受けた日以後に納期限の到来する固定資産税・都市計画税について、土地・家屋・償却資産が災害等により減少した価値の程度により、4/10から10/10までの割合で、減免	災害又は天候の不順により、固定資産の価値が著しく減少したと認められる場合 1 土地 被害面積が当該土地の面積の2/10以上のとき 2 家屋・償却資産 当該家屋・償却資産の価格の2/10以上の価値を減じたとき 等	申請書、り災証明書（住家の場合）、住家以外の場合は被害内容のわかる写真、本人確認書類等他 ※納期限前の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください	課税課 0439-56-1511
	10	国民年金保険料の免除	台風第25号により住宅等に被害があった被保険者の保険料の免除	令和8年8月分から令和10年6月分までの保険料が申請により承認されると免除となる ※令和9年7月から令和10年6月分の免除については、令和9年7月以降の申請となる	被保険者等の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額除く。）が、その価格のおおむね1/2以上である損害を受けた場合に対象となる	り災証明書、本人確認書類等	国保年金課 0439-56-1152
	11	国民健康保険税の減免	台風第25号により住宅等に被害があった被保険者の保険税の減免	9月20日以降に納期限が到来する保険税の減免	被保険者名義の住居の被害が3/10（中規模半壊）を超える方（所得制限あり、また、加入している保険により損害が補填される場合は対象外となる可能性あり） ※今後、国からの通知により要件が変更となる場合があります	り災証明書、本人確認書類等、他 ※お問い合わせください	国保年金課 0439-56-1159
	12	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	台風第25号により住宅等に被害があった被保険者の保険料の減免	申請日から7日以降の納期限が到来する保険料の減免	被保険者名義の住居等の被害が2/10を超える方（所得制限あり、また、加入している保険により損害が補填される場合は対象外となる可能性あり） ※担当窓口にご相談ください	はんこ、り災証明書、本人確認書類等、他 ※お問い合わせください	国保年金課 0439-56-1189

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
減免	13	介護保険料の減免、徴収猶予	住宅に損害を受けた方を対象に介護保険料が全額免除または一部免除となる	減免割合は、減免を受ける事由、損害割合および前年の総収入金額等によって変わる ※詳しくはお問い合わせください。 ・住宅の全焼・全壊・流失→全額免除 ・住宅の半焼・半壊→7/10 ・住宅の床上浸水・家財の1/2以上の損害→1/2 ※損害割合等は、保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出 ※被災により納付が困難な場合は、納付の猶予が認められることがある	以下のいずれかに該当する場合 1. 震災風水害、火災などにより、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合 2. 世帯主の収入が、死亡、長期入院等により著しく減少した場合 3. 世帯主の収入が、事業や業務の休廃止等により著しく減少した場合 4. 世帯主の収入が、農作物の不作等により著しく減少した場合	はんこ、り災証明書、火災保険等からの補填金額のわかるもの	介護保険課 0439-56-1610
	14	福祉用具費（補装具、日常生活用具）の減免、再給付	福祉用具（補装具、日常生活用具）の利用者負担額を状況により一定期間減免。また、必要に応じて福祉用具を再給付するもの。	災害により福祉用具の購入等に要する費用を負担することが困難になった場合	はんこ、り災証明書、障害者手帳、身分証明書	障がい福祉課 0439-56-1148	
	15	保育料の減免	災害等により著しく生活が困難となった世帯を対象に保育料（利用者負担金）を減免	保育園等に入所し保育料（利用者負担金）を負担している方で、全壊・半壊などの被害を受けた世帯	り災証明書、本人確認書類等	保育課 0439-56-1184	

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
廃棄物	16	家庭から出る災害ごみの受入	君津市内の家庭から発生した災害ごみを清掃工場に受け入れる ※事業所から出た災害ごみの搬入は対象外	台風第25号に伴う災害により、市内の家庭から発生した災害ごみを清掃工場に受け入れる 受入可能物：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、金属類【10月末まで】 日曜日、火曜日、木曜日（祝日除く） 【11月1日（日）から】月曜日、水曜日、金曜日、土曜日（祝日除く） 午前：9時から11時30分 午後：1時から4時 ※品目ごとに荷下ろしの場所が異なるため、必ず分別してから持ち込むこと ※処理困難物（バイク・自動車・消火器・薬品・土砂など）の受け入れは不可	必要書類を揃えて清掃工場へ持ち込み	搬入する方本人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、被災状況の確認ができるもの（被害状況の分かる写真・り災証明書・被災届出証明書のいずれか）	清掃工場 （所在地：三直1552-35） 0439-52-5353 受付：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
融資・貸付	17	災害援護資金の貸し付け	世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付けを行う	被害の種類・程度により貸付けを行う	1. 被災日（令和8年9月21日）に、君津市に居住する世帯 2. 次のいずれかの損害を受けた世帯 ・住居が半壊した場合 ・住居が全壊した場合 ・住居の全体が滅失、流失した場合 ・家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合 ・家財及び住居に損害はないが、世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合 ※負傷については、令和8年台風第25号による負傷であること。 3. 世帯の令和7年分の総所得が次の額未満であること 1人世帯220万円、2人世帯430万円、3人世帯630万円、4人世帯730万円、5人以上730万円に1人増すごとに30万円を加えた額 住居が滅失、流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円	はんこ、り災証明書またはひ災証明書、所得証明書（世帯全員分）、住民票（世帯全員分）、医師の診断書（1か月以上の療養が見込まれること）、通帳の写し、他 ※お問い合わせください	厚生課 0439-56-1183

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
融資・貸付	18	中小企業融資制度（セーフティネット保証4号）	自然災害等の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証する制度。市の認定を受けることで利用できる。		本市は国によるセーフティネット保証4号の指定地域となる予定です。利用には以下の条件を満たす必要があります。 ・経済産業大臣の指定した地域において、1年間以上継続して事業を行っていること ・災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量が前年同月と比べて20%以上減少していること ・その後2か月間を含む3か月間の売上高または販売数量が前年同期と比べて20%以上減少することが見込まれること	・認定申請書 原本2通 ・売上高等が確認できる資料（売上台帳、法人事業概況説明書等） ・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）※個人事業主の場合は確定申告書の写し ・許認可証の写し ※許認可業種の場合 ・委任状 ※本人以外の申請の場合 ・その他、市が必要と認める書類	経済振興課 0439-56-1277
	19	市税（国民健康保険税含む）の猶予制度	財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を一時に納付することができないと認められた場合に原則1年以内の猶予を受けることができる制度		※お問い合わせください	※お問い合わせください	納税課 0439-56-1162
緩和措置	20	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例（所得制限の特例）	所得制限の特例措置が受けられるもの ※翌年に当該損害を受けた年の所得を把握し、当該所得が所得制限限度額以上のときは、すでに支給された手当は返還となる		災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合	はんこ、り災証明書	障がい福祉課 0439-56-1148
	21	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例（認定請求の特例）	災害により認定請求ができなかった場合、その理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、出生、転入等の日の属する月の翌月分から手当を支給		災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合	はんこ	障がい福祉課 0439-56-1148
	22	児童手当の特例（認定請求の特例）	児童手当の認定請求にあたり、特例的に添付書類の省略等や提出期限を延長することができる		災害その他やむを得ない理由がある場合	はんこ	こども政策課 0439-56-1128
	23	児童扶養手当の特例（所得制限の特例）	児童扶養手当の支給に係る所得制限の特例措置が受けられる		災害により住宅、家財等がその価格のおおむね二分の一以上の被害を受けた場合	はんこ、り災証明書（後日提出可）	

区分	No	制度の名称	制度の概要	支援内容	制度の支援を受けるための条件	必要書類	市の窓口、電話番号
緩和措置	24	児童扶養手当の特例（認定請求の特例）	被災地から転入してきた者からの認定請求等にあたり、特例的に添付書類の省略またはこれに代わるべき他の書類に代えることができる		非常災害に際して特に必要があると認める場合	はんこ	こども政策課 0439-56-1128
教育	25	学用品の給与	被災された児童生徒に対し、学用品の給与（現物支給）を行う制度	住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水となり、学用品が使用することができず、就学上支障のある小・中学校児童、中学校生徒に対し、教科書、正規の教材、文房具等を現物支給するもの（上限あり）※学校を通して照会	住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水となっており、その被害により学用品を喪失もしくは損傷したことが条件となる	り災証明書	学校教育課 0439-56-1421
	26	市奨学金の返還猶予	被災された君津市奨学金返還者を対象に、返還の猶予を認めるもの	君津市奨学金の返還猶予	※お問い合わせください	※お問い合わせください	教育総務課 0439-56-1456
その他	27	災害救助法による生活必需品の支給	令和8年台風第25号にて被災され、生活必需品を喪失又は損傷等により使用できなくなった方に、必要な寝具その他生活必需品の支給を行う	被服、寝具その他生活必需品を支給	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な方	り災証明書（写し可）、住民票の写し、生活必需品等の喪失・損傷状況のわかる写真等	経済振興課 0439-56-1531
	28	宅地内土砂の受入【令和9年1月29日（金）まで】	令和8年台風25号に伴う災害により宅地内に流れ込んだ土砂の受け入れ	撤去した宅地内土砂の受け入れ	土地の所有者又は賃借している方で、実際に人が住んでいる宅地に流れ込んだ土砂が対象（企業の寮の土地を含む）※農地や事務所など、人が住んでいない土地は対象外	—	宅地土砂災害対策室 0439-56-1433